広報
たかのす
発行所
鷹巣町役場町長室
電話（代）550番 直通42番
（発行部数 5,800部）
印刷所 秋北新聞社

人口動態

5月1日現在
◇人口総数 28,090人
男13,575人 女14,515人
（4月中の件数）

転入	284	出生	35
転出	370	死亡	19

国民年金カレンダー
～6月～

◆福祉年金の定時届を出す月です

第四回町議会臨時会
町税條例の一部を改正

鷹巣町第四回町議会臨時会は、五月十五日午前十時から役場会議室で開かれました。提出議案は町税条例の一部改正で原案どおり可決しました。＝別項のとおり。

なお、議会終了後、協議会に移り、鷹巣中学校プール建設の予算措置について鷹巣農林高校第二校舎建設に伴う地元負担についてと役場関係の六つの支所を六月定例議会提案をメドに廃止する意向を明らかにしました。

なお、廃止するか否かについては、支所地域の住民とよく相談して検討することを町長より説明がありました。

秩父宮妃殿下からペナントを贈られる
町結核予防婦人会

四月十五日、秋田市県民会館で、県結核撲滅第一次五カ年計画推進大会ならびに結核予防婦人会県連合会結成大会が開かれました。

この大会には結核予防会総裁の秩父宮妃殿下や厚生大臣（代理）が臨席されましたが、各地区の結核予防婦人会にこの運動がますます強力にするためにと、はげましのペナントが贈られました。

鷹巣町からも町長はじめ二階堂キヨ会長、佐藤テイ小笠原タマ両副会長、会員が出席しました。

町では婦人会の組織を生かし予防婦人会を結成し、成果をあげていますが、今後も、結核をまちから無くし、明るい健康な環境を作るため、ペナントをもとに実践することを誓い合っています。

〔写真　上の額入れがペナント〕

年間の学習計画決る
講座を中心に推進
＝公民館＝

町の公民館では、ことしも町民の生活に役立つプランで、だれでも参加できる学級、定期講座、町民学校などを開設してゆくことになりました。

つぎに掲げるカリキュラム（学習計画）は概要ですが健康で豊かなまちづくりのため、みなさんの参加をお待ちしています。

□学級

青年学級

①月曜学級＝毎月第一、三月曜
対象＝理容業従事者

②火曜学級＝毎月第二火曜日
対象＝美容業従事者

③商工青年学級
対象＝商工青年男女
基本学習＝毎週一回
特別学習＝随時実施

④婦人学級＝月二回
対象＝婦人会員及び一般婦人

⑤老人学級
長生き大学＝年七回
対象＝六五歳以上の男女

⑥家庭教育学級＝毎月二回
第一、二土曜日（十二月まで）
対象＝PTA会員及び希望者

□定期講座

①そ菜講座＝毎月一回（土曜午後一時）

②花づくり講座＝毎月一回（土曜午後一時）
対象＝一般成人（農業中心）

③日曜大工講座＝毎月第一日曜
対象＝だれでもよい

□町民学校

①子ども教室＝毎月第一、二金曜日午後三時—五時
対象＝子ども会のリーダーを主とする

②ママさん教室＝六～十二月まで毎月一回
対象＝若妻、その他

③料理教室＝九～十二月毎月一回
対象＝一般成人、だれでも参加できます

④民謡踊教室＝四～十二月毎月一回
対象＝各学級、職場のレク担当者

⑤孔版技術教室＝六、七、八月の三回
対象＝文化団体、職場の庶務担当者

⑥交通安全教室＝春秋交通安全旬間に合わせて交通道徳、法規を内容とする
対象＝児童、生徒、一般

⑦移動公民館＝五月から翌年三月まで毎月一回
内容—明るく正しい選挙家庭教育学級の推進。新生活運動の推進。町民要望事項のとりまとめ、

その他

読書会への協力

文化団体の連絡調整

公民館
定期講座

6月6日　工作＝花壇用の鉢、サク工作

同　12日　そ菜＝夏蒔野菜の栽培、管理

同　19日　園芸＝種子の播き方、移植について

若人の胸に赤十字を！
全戸加入運動中です

赤十字には、男も女も、老も若きも、誰でもが参加して、協力することができる。それは、心ある人たちに、すすんで赤十字社員になって貰うことです。

日本赤十字社では「全戸社員加入運動第三年」として、社員増強中で、一定の社費を納める社員によって組織された特殊な法人で、一切の社業は、その社員組織によって推進されています。個人はもとより、団体会社なども法人として社員になれるしくみになっている。

社員と社費は、百円以上十年継続～正社員。多額の社費を納めたり、特に功労のあった場合には、特別社員の称号や有功章がおくられる。特別社員標準は年額三百円以上の社費を十年間継続して納めるか、あるいは同額を一時に前納した社員です。

赤十字社員になるということは、人類の平和と福祉のために奉仕することです。

六月のこよみ

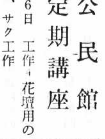

1日　気象記念日、電波の日、写真の日
2日　横浜港開港記念日
4日　歯の衛生週間
計量記念日
7日　知事の面会日＝県庁
10日　時の記念日
11日　入梅
16日　全国小、中学力調査（17日まで）
20日　父の日、家庭の日（全県）
21日　夏至
25日　救らいの日
28日　貿易記念日

☆六月の解説　六月のことを、和名では、「みなつき」といいます。これは農業用語の一つで、このごろは暑熱がきびしく野山の川の水がかれしまうので、水無月〈みずなしづき〉がつまって〝みなつき〟となったといわれます。もちろんいまの太陽暦にすると、八月に当りますので、このことばもうなづけます。

また、六月には雨の月です、梅雨も十一日に初まり生活全般がじめじめしがちですし、農家は一年中でいちばん忙しい時期です。なにをおいてもまず健康でこの雨季をのりこえましょう

役場日誌③

3月
1日　酪農研究会
2日　農業委員会定例会
3日　三税共同納税相談
5日　出かせぎ留守家族会
8日　防災会議
9日　国保運営委員会
12日　定例町議会27日まで
17日　教育委員会定例小委会
18日　大野台開発説明会
19日　社教たすけ合い資金運営委員会、町長上京
20日　民生委員会、戸籍研究会
29日　伝票会計説明会、町選挙管理委員会
30日　社会教育委員会、労仂調整協議会、綴子財産区議会

4月
1日　母子保護会
2日　40年度予算執行打合会
3日　子ども会連絡協議会
5日　農業委員会、出かせぎ相談会、町長上京
6日　民生委員協議会
9日　教育委員会
10日　住宅抽せん会、岩見沢より農委視察来町
12日　民生委員地区長会議消防北秋地区幹部会、物価調査員協議会
20日　商工会館建設委員会
24日　綴子財産区議会議員選挙＝綴子地区、農業災害工事入札
26日　子ども会連絡協議会鉱害委員会
27日　酪農講習会、秋田行政監察局より来庁
28日　保健補導員総会
30日　三カ町村衛生施設組合議会、納税組合長会議及び納税功績者表彰式

町辞令

3月31日付
鈴木祐之助
林業定夫
願により本職を免ずる

4月1日付
坊沢財産　雇　木村常蔵
書記を命ずる
栄支所長心得
出納員　岩谷利市
出納員を解く
栄支所　書記　松尾絢子
出納員を命ずる

4月11日付
採用　畠山昭子
看護婦を命ずる
綴子診療所勤務を命ずる

4月30日付
出納室　雇　成田紀美子
願により本職を免ずる

納税貯蓄組合だより

新設組合

福住町納税貯蓄組合（組合長河田徳治、六十三名）、松葉町同（組合長成田三郎十七名）西横町同（　）桜庭圭介、十九名）＝鷹巣地区

議会だより
町税条例一部改正を可決

町議会臨時会は5月15日開かれ、町税条例の一部改正が可決されました。

これは所得税法、法人税法、地方税法の改正にともなう町税条例の改正で、つぎに主な改正事項について掲げました。

■障害者などの非課税範囲引上げ

現在、障害者、未成年者、老年または寡婦についての町民税は年所得20万円以下の者については非課税とされていましたが、最近消費者物価の値上りなども勘案して、22万円まで非課税の範囲をひろげました。

■乗用軽四輪の税額を4,500円に

県税である自動車税中、乗用車の税率が50％引上げることとされたので、これとの均衡上、軽自動車のうち四輪以上の乗用車については、自動車税の税率と同じ割合で3,000円の税率を4,500円に引上げることになりました。

■標識交付には住所を証明する書類が必要です

軽自動車税の納税義務が発生した場合、申告書のみを提出すればよかったが、所有者の登録を明らかにするため、住所を証明する書類（例えば住民票、抄本など）を添えて町長に申告書を提出することになりました。

■軽自動車税の減免について

公益のため直接専用する軽自動車の減免をうけようとする場合、いままで期間がなかったが納期限7日までに減免の申請書を提出しなければならないとされた。

ごまかしてはいけません
（計量記念日）（6月7日）
ママ「これでも50キロちょうど……」
ボク「ママこれみて………」

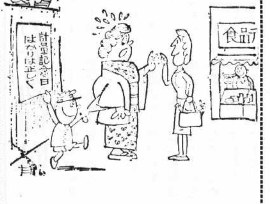
計量記念日
はかりは正しく
食品

広報板

自作農維持資金・農地取得資金を受付中です

昭和四十年度自作農維持資金および、農地等取得資金の借受希望申込みを受付けることになりました。借受の希望をされる方は、次の事項を留意のうえ申込みくださるようお知らせします。

なお、受付けは年度をとうして行ないますので、該当する原因が生じて希望される方は、そのつど申し込みください。

▼受付期間
六月一日より四十一年一月十日まで。

▼申込場所
鷹巣町農業委員会事務局

▼貸付条件と資金の種類
自立農家をめざす農家で農業収入が農外収入より多く資金借受けによって農業経営の改善と安定に資するものであること。

○自作農維持資金
最高限度額　三十万円（災害に限り五十万円）
償還期限　二十年以内（すえ置期間三年以内）
年利五分

イ、相続資金―経営主（農地所有者）の死亡によって遺産相続するとき、経営地の細分化を防ぐために要する資金。

ロ、疾病負傷資金―家族の病気負傷による医療費その他の経費に要する資金

ハ、災害資金―風水害、火災等によって、農作物、農業施設等に被害をうけその減収補てん、および経営の再建に要する資金

ニ、負債整理資金―前記イ、ロ、ハが原因で起きた負債、または自作地、小作地を買ったため起きた負債で、その整理に急を要する資金。

○農地等取得資金
最高限度　八十万円
償還期限　二十五年以内
（すえ置き三年以内）
年利率　三分五厘

イ、農地等取得資金―農地等取得資金、現在の農業経営を改善するため、自作地、小作地を購入するのに要する資金

いずれも証明となる書類が必要です。（用紙は農業委員会事務局にあります）

その他詳しいことは農業委員会事務局に問い合せください。

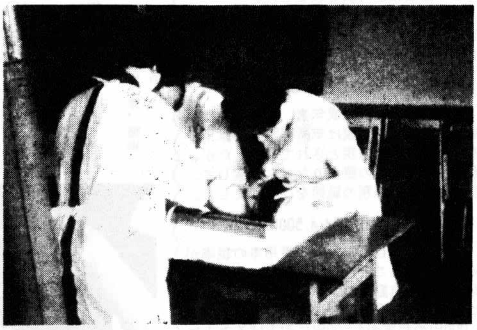
【写真は鷹巣地区で行なわれた赤ちゃん検診】

体位の向上めだつ

―赤ちゃん健診―

昭和四十年度の赤ちゃん保健コンテスト予選をかねて幼児の健康診査が各地区で行なわれました。

この診査は、体重や身長体のぐあいなどを調べるものですが、最近はおかあさん方の育児知識が普及して体格も年々向上しているということです。

町内の優秀な赤ちゃんが五月十八日鷹巣保健所で行なわれた第二次診査に十八人が出場しましたが、厳選の結果つぎの十名の赤ちゃんが推せんされ、県コンクールに出場します。

十一月生（昭和三十八年）
千葉美幸（文吉長女、旭町）
十二月生
佐藤友博（弘志長男、新田中）
一月生（昭和三十九年）
工藤悟美（清二女、小田）
二月生
庄司聡（千代治長男、東旭町）長崎はるみ（直博長女前山）
三月生
門間貴志（信一長男、綴子下町）畠山直子（伝吉長女藤株）
四月生
相沢正寿（正一長男、栄町）
大山富士子（健治長女、学校通）
未熟児（十一月生）
河田葉子（良三長女、太平町）

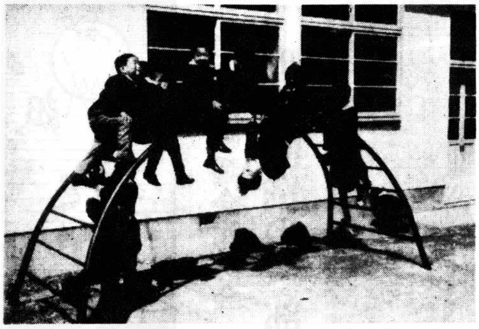

★ぼくたちの三つの誓い★

◇よいなかまづくりにはげみます
◇うそをいいません
◇約束やきまりを守ります
～みんなで実行しましょう～

九嶋前農林校長に町から記念品贈る

前県立鷹巣農林高等学校長九島悦郎氏（綴子田中）に町から松野一彦作の彫金美術作品「獅子」を贈って功労をたたえた。

九島氏は農林高校長に就任以来十五年間、地元子弟の教育に献身され、ことし三月退職しました。

危険物取扱者試験

受付6月19日まで

○乙種第四種危険物取扱主任者試験講習会
◇場所（県北地区会場）
大館市民体育館
◇日時
四十年六月十三日、十四日
◇申し込み締切
六月五日（必着）

◇宛先　県厚生部消防課
○危険物取扱主任者試験
◇場所（県北地区会場）
大館桂高校
◇期日　七月四日
◇願書締切　六月十九日
◇申込先　県厚生部消防課
その他詳しいことは鷹巣町消防署へおたずねください

〝みのりのポスト〟で知事へ手紙

県では、広く県民各層から県政に対する意見、要望をきくため、手紙による公聴を昨年から知事への手紙制度〝みのりのポスト〟を設けて実施していますが、このたび、県北では、鷹巣十和田の住民を対象に実施することになりました。手紙と葉書用紙は町民課窓口にありますのでご利用ください。

＝健康な稲作りのために＝

六月はじめの稲作管理

「広報たかのす」六月一日号が、みなさんのお手もとに届く頃は、田植えも大半終っていることとおもわれますが、耕地整理などでおそ植えされるときは、水苗や折衷苗でも、畑苗と同じように水銀かブラエス剤を必ず散くこと。

また、ハモグリ、ヒメハモグリが多いことも予測されるので、水苗、折衷苗では、アルドリン乳剤三百倍液を一平方㍍当一五〇ＣＣを苗取前に噴霧機で散く。

次に本田では畑苗の厚まき、軟弱、老熟苗などの場合、特にズリコミイモチに注意して頂きたい。苗があれば植直しを行ない、付近にも薬剤散布をする。

分ケツを促進させるため追肥をやり勝であるが、基肥の量や表層施肥の有無、苗の種類や品種、健苗か否か、植付日は何日か、などを考えて慎重にやって頂きたい。

（普及所）

子どもを含めた心配ごとは家庭児童相談室で

このたび北秋田福祉事務所の家庭児童相談室を定期的に役場町民課福祉係内に開設することになりました

その相談の内容は、子どもを含めた問題であれば問題の大小、内容のいんを問わず、希望とあれば匿名や電話でも相談を受けることになっています。

例えば、「子どもの育て方」、「子どもの健康」、「日常生活」、「家庭内での問題」などの相談にものります。よい家庭づくりのためにもご活用ください。

◎巡回相談日は、毎月第四火曜日＝六月は二十二日です。

なお、福祉事務所（電話鷹巣二七五か二八三番へ連絡ください。）家庭児童相談室でも日曜、休日を除き毎日応じています。訪問相談にも応じます。

参議院議員選挙＜投票日7月4日＞

公示は6月10日

◎補充選挙人名簿登録の申出は6月9日までです

鷹巣町選挙管理委員会

住民の窓口

＝証明と届出＝

▼印鑑証明
かならず本人がとどけてある印鑑をおもちくださること。本人でないときは委任状が必要です。

▼身分証明
当町に本籍のある方でないとできません。

▼居住証明
当町に住民登録をしている方でないとできません。

▼戸籍謄（抄）本
同一戸籍のある者全員のものが謄本。必要な本人だけのものが抄本。本籍が当町にないと交付できません。そのほか住民票謄（抄）本があります。

▼結婚したら
婚姻届と住民登録の届けをなるべく早く。

▼妊娠したら
妊娠届をして母子手帳をもらってください。

▼赤ちゃんが生まれたら
十四日以内に出生届をしてください。

▼ご不幸のとき
死亡届は七日以内、火葬するときは許可証が必要です。

▼転入届
住所を定めた日（実際に引越してきた日）から十四日以内に。そのとき転出証明書と印鑑が必要です。

▼転居届
町内で住所が変ったときも転入と同じく届出してください。

家庭薬の有効期間

どこの家庭にも、もう何年も前に買った家庭薬があるものです。それらについて、はたしていま使ってもききめがあるものかどうかちょっと気になるものです。

こうした点について厚生省では次のように言っています。

▼ペニシリンなどの抗生物質は有効期間が表示してあるので、それに従うこと。

▼マーキュロム液（赤チンキ）や消化剤には製造月日だけで有効期間が表示してありません。こうした薬も、できれば二、三年で買いかえたほうが無難だということです。薬のなかにはあまり古くなると効果が落ちるだけでなく、有害なものに変質する場合もあるとのこと。

▼よしあしの区別
薬の古くなったもののよしあしは、錠剤の場合、買ったときの色が変ってきたり、しめって形がくずれたりしたものは捨てること。かびやしみのでたものも当然捨ててください。糖衣錠は糖衣が変色したりしていたら捨てること、糖衣にひびのはいったのもよくないそうです。

オキシフルやジャスターゼを含む薬も比較的変化しやすいということです。

▼薬の保存は冷暗所というのが常識です。湿気は絶対に避けることです。

上半期のしめくくりの月

六月は一年の半分を過ぎる月なので、この辺で生活全般の反省をする、いわば決算月ともいえます。家計簿のほうは、諸物価の上昇でこわいようなこのごろですが、これをしっかり見きわめてこれからの下半期の計画の参考にしたいものです。

サラリーマンにはうれしい賞与の月です。この賞与ぐらいサラリーマンの哀歓を表わすものはありませんが、うっかりしていると、何に使ったかわからないうちに消えうせるものです。一つの中心をおいて、日ごろ手の出ない品物なり、場合によっては家庭旅行なりに重点的に利用したいものです。

農家でも、最近は生活の合理化運動が普及してきていると思いますが、この月は、ぜひ上半期の決算をすませておきたいものです。ちょうど農繁期に当って、家計簿や経営ノートをつけるのはずいぶんおっくうにちがいありませんが、むしろ出費の多かった上半期のしめくくりができ、秋での結果を見るのに欠かせない重要な要素となってくるのです。